3-2 時代行列衣装寄託契約書綴(昭和8年以降)

概要

染織祭衣装及び付属品の保管

主な内容

時代行列衣装保管を「松下季静」「荒木伊助」「髙田茂」(※髙田茂装東店、㈱ 髙田装東店代表髙田義男)の3商店に委託契約。

契約は昭和8年から昭和20年まで下記契約内容を基本に結ばれた。

<委託物>

上古時代衣装 但し附属品一式 16 着 奈良時代衣装 但し附属品一式 20 着 平安時代衣装 但し附属品一式 23 着 鎌倉時代衣装 但し附属品一式 22 着 室町時代衣装 但し附属品一式 13 着 桃山時代衣装 但し附属品一式 18 着 江戸時代初期衣装 但し附属品一式 16 着

江戸時代末期衣装 但し附属品一式 15 着 合計 143 着

※上記委託物は詳細内容が記された目録が添付。

目録には加筆にて次の通り記されている。

- 一. 法被 8 時代各 3 着
- 一. 雨覆 8 時代各1着
- 一. 楽器台 3 個
- 一. 扇風機 1 個
- 一. 一文字笠 17 個
- 一. 整理縄 3 束
- 一. 草履 15 束
- 一. 高台寺蒔絵煙草盆(銀製長煙管附)一揃
- 一. 奈良時代用楽器
- 一. 猪飼嘯谷筆 8 時代婦人●抽物 28 幅(箱入)※●=文字不明

<委託契約内容>

- ・受託者は衣装の汚損、毀損が生じた場合、委託者の定める金額の責務 を負う。
- ・受託者は衣装に対する 5 万円の動産火災保険を受託者の責務で契約。 保険料内訳:火災保険 65 円、盗難保険 175 円、保管料 120 円
- ・委託者は受託者の保管料として年360円を支払う。(※180円を4月、 10月の2回払い)

昭和8年

昭和8年5月13日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和9年4月染織祭挙行の前日とす。

昭和9年

昭和9年4月9日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和10年4月染織祭挙行の前日とす。

昭和10年

昭和10年4月16日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和11年4月染織祭挙行の前日とす。

昭和11年

昭和11年4月6日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和12年4月染織祭挙行の前日とす。

昭和12年

昭和12年4月12日付で契約を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和13年4月染織祭挙行の前日とす。

昭和13年

昭和13年4月22日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和13年4月染織祭挙行の前日とす。 ※昭和14年の誤り?

昭和14年

昭和14年4月15日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和15年4月染織祭挙行の前日とす。

昭和15年

平成15年4月 日付で契約書を取り交わした。※日にちは空欄だが押印あり。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和16年4月染織祭挙行の前日とす。

昭和16年

昭和16年4月16日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和17年4月染織祭挙行の前日とす。

昭和17年

昭和17年4月22日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和17年9月31日とす。

昭和 18 年

一綴りなし一

昭和 19 年

一綴りなし一

昭和 20 年

昭和20年9月3日付で契約書を取り交わした。

契約内容:上記の通り

返還期間:昭和21年9月3日とす。